

集落営農の今後の取組について

令和7年2月14日
農林水産省農林水産政策研究所
コンサルティングフェロー 窪山富士男
(九州農政局地方参事官 (鹿児島県担当))

集落営農の政策的位置づけ

集落営農のねらい

- 我が国の農業、特に水田農業においては、古くから、集落などの地域を単位として、同一水系を利用した米づくりが行われてきており、田植え、稲刈りなどの農作業においても、相互扶助の精神で共同作業が行われてきた。
- こうした伝統的な地域農業が、やがて機械の共同利用、米の生産調整の拡大に対応した麦・大豆などの転作などの地域ぐるみでの取組（転作組合など）へと発展。効率的な農業経営を進め、地域農業の担い手を確保していく手段として、集落営農は基礎となる取組の一つ。



集落営農のメリット

- 構成員がみんなで作業を分担して行うことで、個別構成員ごとの営農では困難なことも、助け合いの精神で対応可能。

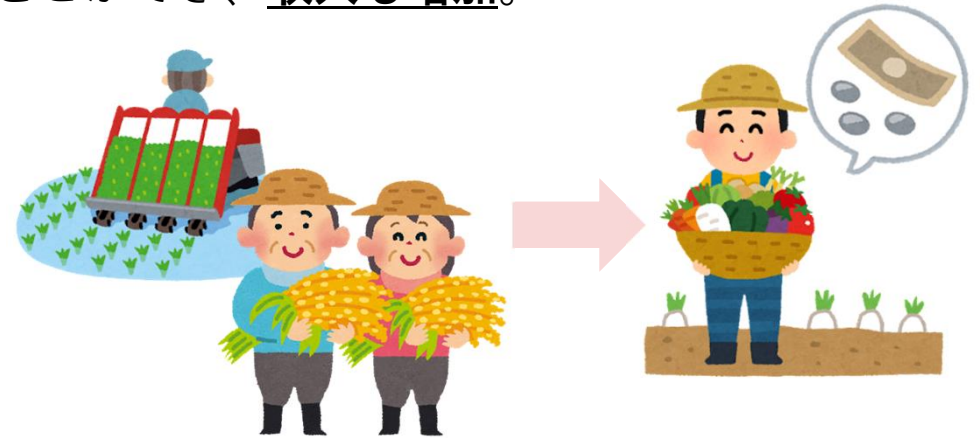
例えば、誰かが病気になっても、他の構成員が出役することで農作業を継続（BCP）。



- 機械を共同所有して利用することで、台数も少なく、修理代などのコストも低減。



- 共同作業により水田作業の負担が小さくなるので、余った労働力や時間（高齢者、女性など）を活用することにより、野菜など収益性の高い作物の栽培や産直、加工などにも取り組むことができ、収入も増加。



- 構成員のふれあいにより、地域のまとまりがよくなり、お祭りなどのイベントも盛り上がる。



集落営農は法人化した方が有利

- 集落営農は、任意組織（任意組合）と法人の比較をすると、**法人化した方が、経営展開、資金調達、人材の確保の面で一般的に有利**。この意味で、**任意組織（任意組合）としての集落営農は、法人化に向けての準備・調整期間**と考え、法人化を推進。

	任意組合の集落営農	法人の集落営農
法人格	なし ○ 任意組合として作業受託はできても、農地の利用権の設定はできない ○ 安定雇用することが難しい	あり ○ 法人名義で農地の利用権の設定ができる ○ 安定雇用することが可能となる
経営判断できる体制	法律に基づかない、構成員の合意による役員体制 ○ 合意次第で役員の決定権限は様々であるが、一般的には構成員の総意がないと新たな経営判断は難しく、対外的な信用力を構築しづらい ○ 役員は構成員内から選ぶしかなく、高齢化が進行した時、役員がいなくなるおそれ	法律に基づく役員体制 ○ 役員の権限は明確であり、生産物販売先や生産資材調達先の変更など、経営発展・所得向上のための経営判断を役員が機動的に行えるようになり、対外的な信用力が向上 ○ 役員に外部の人を登用することもでき、組織として継続できる
投資財源の確保	内部留保できない ○ 将来の経営展開のための投資財源の確保はできない ○ 農業経営基盤強化準備金(税制特例)の利用はできない 一部の制度資金（スーパーL資金等）が利用できない	内部留保できる ○ 将来の経営展開のための投資財源を確保できる ○ 農業経営基盤強化準備金(税制特例)が利用できる(注1) 多様な制度資金（スーパーL資金（注1）等）が利用できる (注1)農業経営基盤強化準備金やスーパーL資金は認定農業者であることが要件
人材の確保	雇用環境が充実しにくい ○ 労災保険は特別加入(任意)、雇用保険は加入できない	雇用環境が充実しやすい ○ 労災保険、雇用保険は従業員1人以上の場合、強制適用(注2) ○ 労働時間等の就業規則が整備されるなど就業条件が明確化(注3) (注2)農事組合法人(従事分量配当制)の場合において、組合員(出資者)は労災保険は特別加入(任意)、雇用保険は加入できない (注3)常時雇用従業員が事業所単位で10人以上の場合は、就業規則の作成等が必要

(注) 経営局経営政策課調べ

法人化が確実な集落営農は担い手として位置づけ

<食料・農業・農村基本法（平成11年制定）>

[第36条]（農業生産組織の活動の促進）

国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。



<食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）>

- ・ 個別経営のみならず、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる集落営農を「担い手」として位置付け、これら担い手を対象として農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施。
- 担い手経営安定法の下、平成19年産からスタートした品目横断的経営安定対策（現在は、経営所得安定対策）では、法律上、認定農業者に加え、法人化することが確実と見込まれる集落営農（スタート時は、5年後の法人化計画の策定が要件）も支援対象。平成27年産からは、法人化計画を廃止。人・農地プランの中心経営体に位置づけて法人化を推進するという手法に見直し。

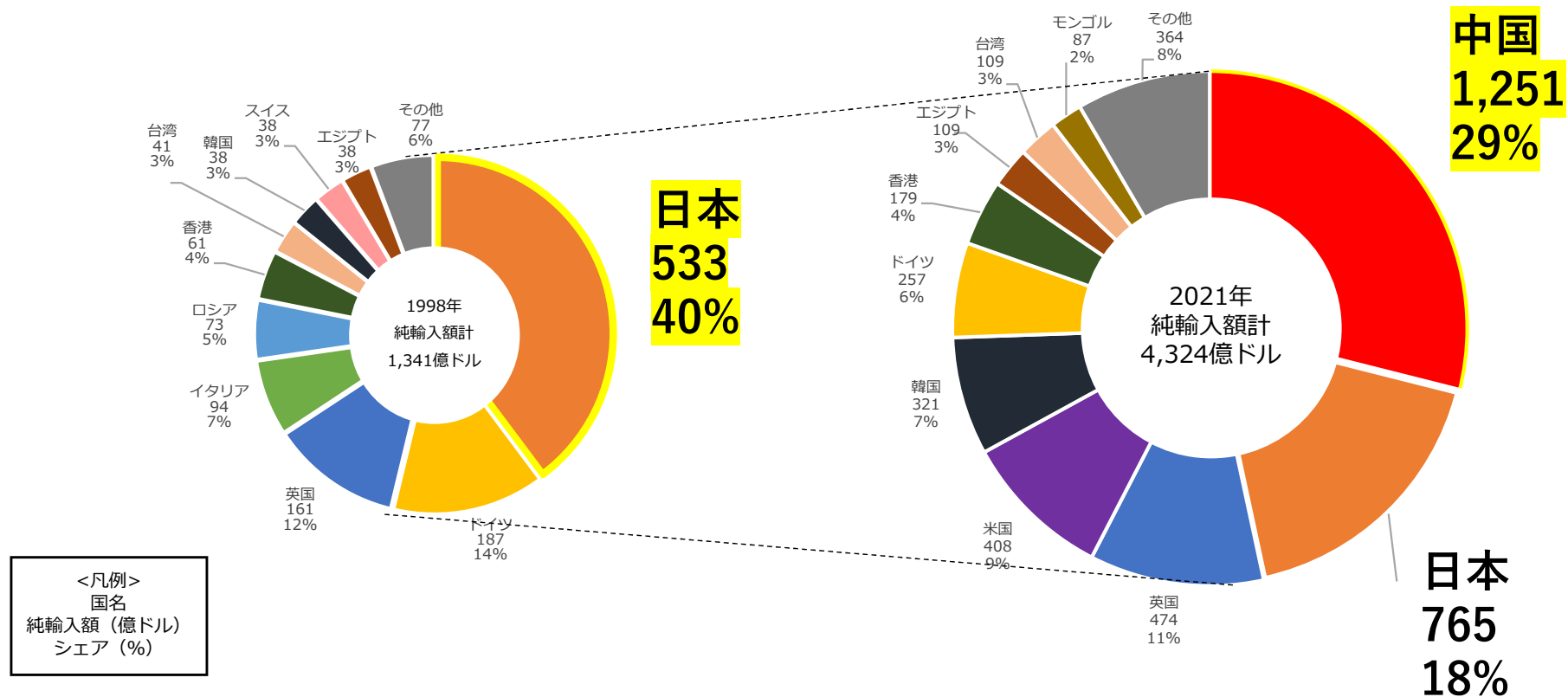
食料・農業・農村基本法の改正

**（これからは、「食料安全保障」、
「環境と調和のとれた食料システムの確立」も政策の柱に）**

先々、日本の食料の調達に不安！

- ・ 1998年当時、日本は世界 1 位の農林水産物の純輸入国。
- ・ 近年、経済成長が著しい中国が輸入を増やし、プライスメーカー的な地位になりつつある中、日本がそれに左右されることとなる可能性。

農林水産物純輸入額の国別割合



資料：「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成
注：経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41カ国のうち、純輸入額（輸入額-輸出額）がプラスとなった国の純輸入額から作成。

(参考) 食料自給率の推移

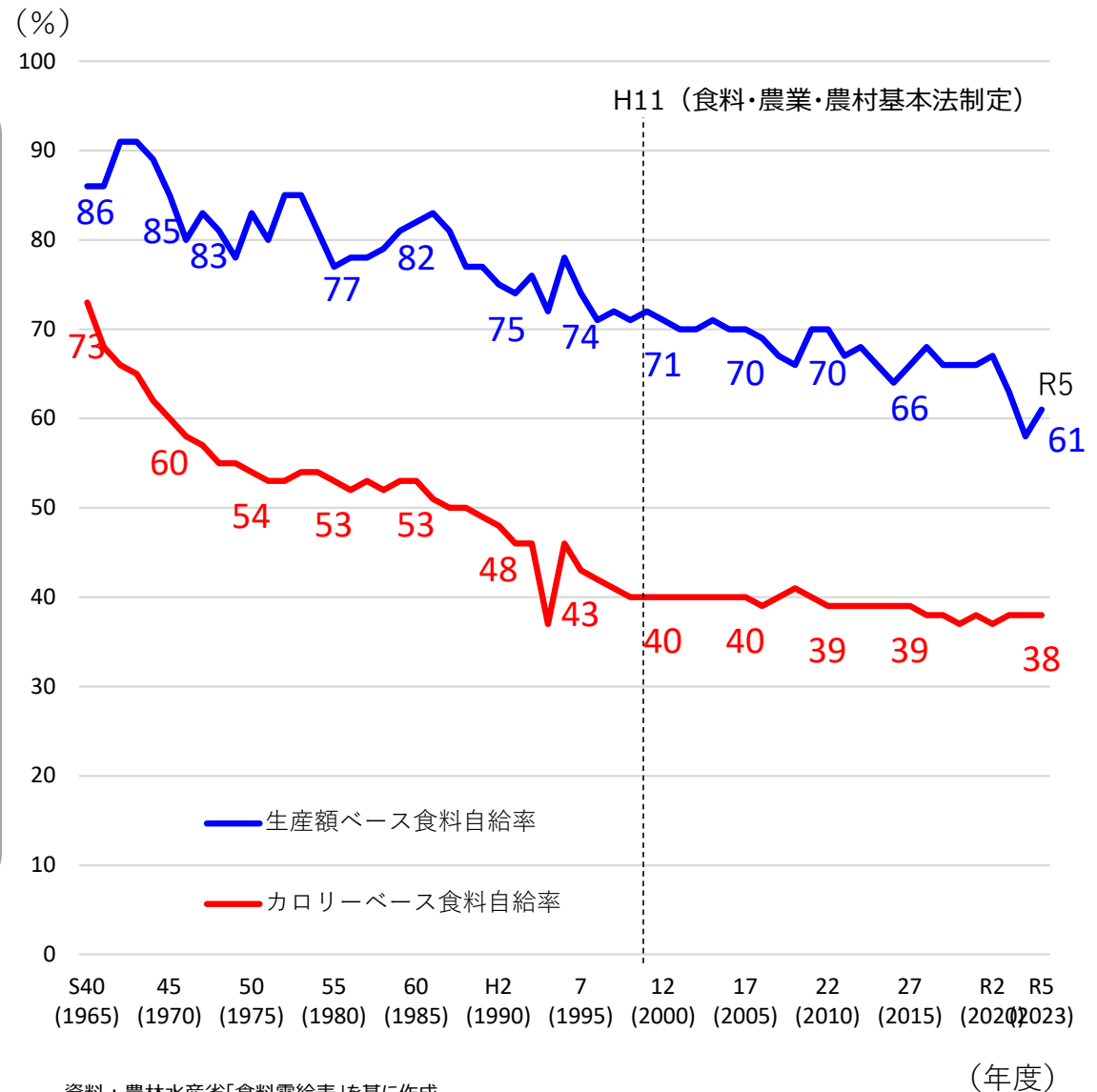
食料自給率（カロリーベース）は、米中心の「日本型食生活」からパンや肉類等中心の「欧米型食生活」への変化の影響等により、昭和40年～平成10年頃にかけて低下してきたが、その後は、40%程度で推移。

- 食料自給率とは、国内の食料全体の供給に対する食料の国内生産の割合を示す指標。
- 分子を国内生産、分母を国内消費仕向として計算。

食料自給率

$$= \frac{\text{国内生産}}{\text{国内消費仕向}}$$

$$= \frac{\text{国内生産（輸出向けの生産を含む）}}{\text{国内生産（同上）} + \text{輸入} - \text{輸出} \pm \text{在庫増減}}$$



資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

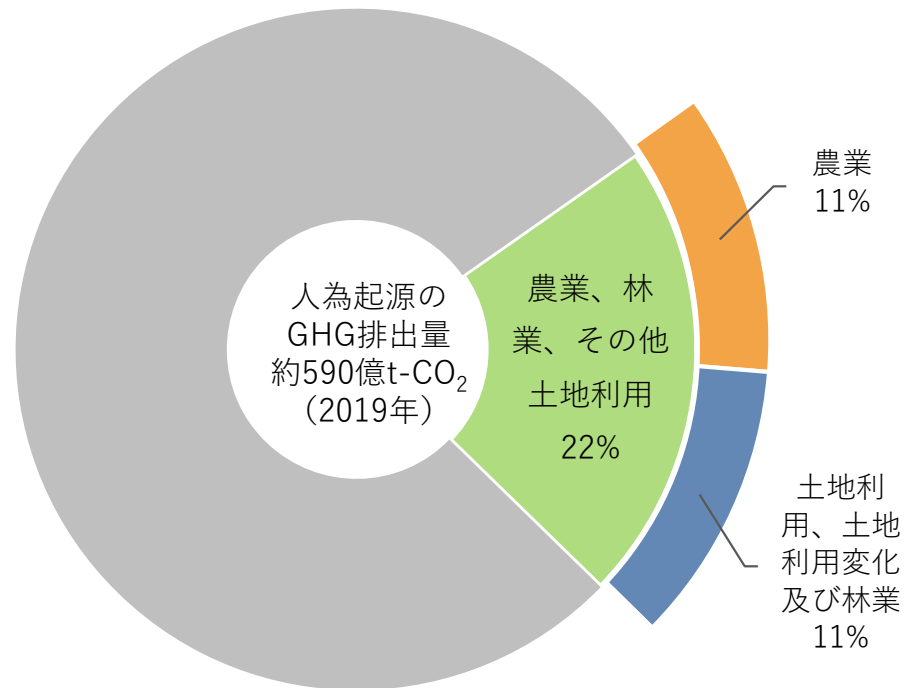
(参考) 米の一人当たり年間消費量

S37年：118.3kg → R4年：50.9kg
(茶わん約5.4杯) (茶わん約2.5杯)

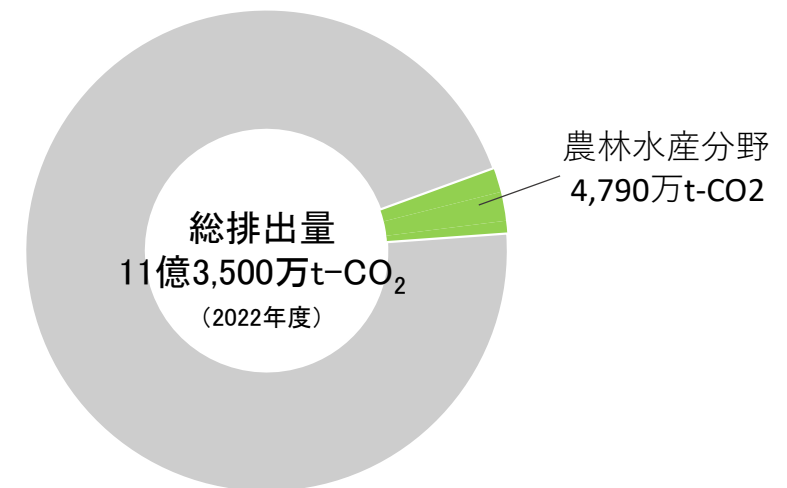
地球環境問題リスクへの対応が急務！

- ・ 世界のGHG（温室効果ガス）の排出量は590億 t。
- ・ 日本の排出量は約11億 t であり、そのうち農林水産分野は4,790万 t。
- ・ 持続可能な社会の実現に向けて、全産業分野での対応が必要。

世界（約590億 t）



日本（約11億 t）



単位：億t-CO₂換算

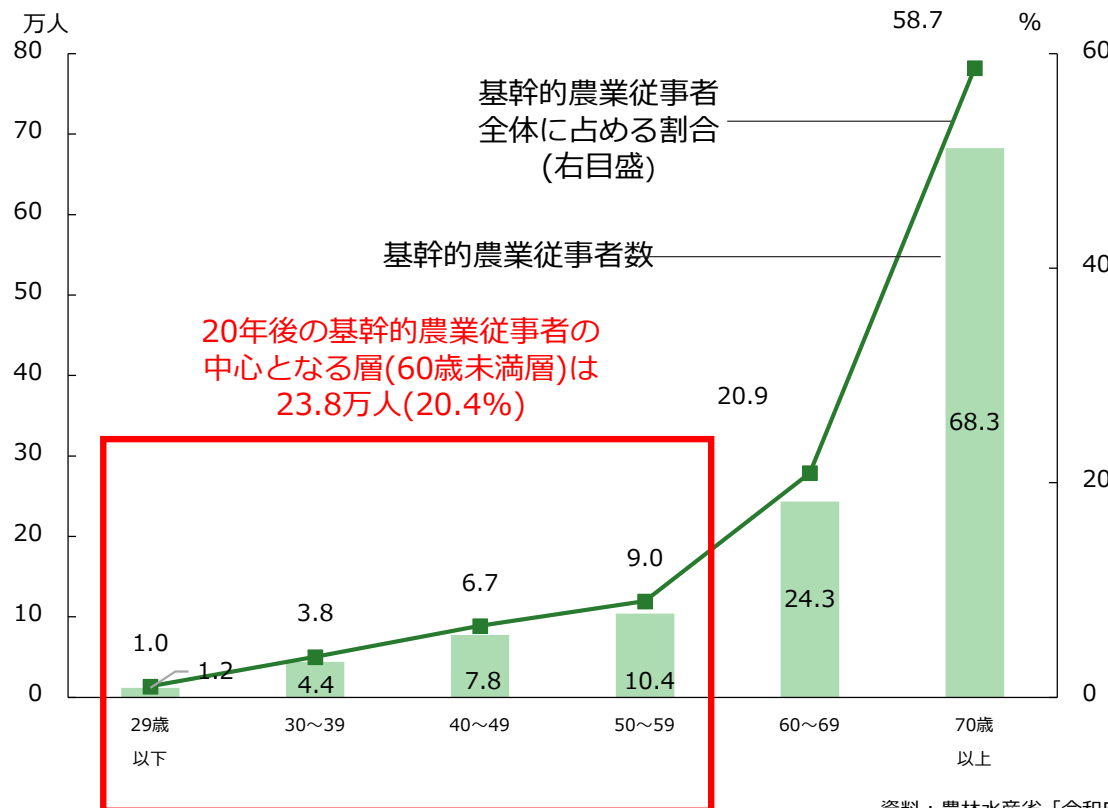
*「農業」には、稲作、畜産、施肥などによる排出量が含まれるが、燃料燃焼による排出量は含まない。

出典：「IPCC 第6次評価報告書第3作業部会報告書（2022年）」を基に農林水産省作成

出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」を基に農林水産省作成

基幹的農業従事者数の減少、高齢化への対応が急務！

- 我が国の人口減少・高齢化が進展する中で、
基幹的農業従事者数は、2000年の約240万人から2023年には約116万人と半減。
- 20年後の基幹的農業従事者の中心となることが想定される60歳未満層は、全体の約2割の24万人程度にとどまっており、農業の持続性を確保するための対応が必要。



資料：農林水産省「令和5年農業構造動態調査」を基に作成

注：1) 2023年2月1日時点の数値

2) 「基幹的農業従事者」は、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

食料・農業・農村基本法の改正

(第213回通常国会において改正法案は成立。6月5日に公布・施行)

見直しの4つの方向性

世界人口の増加や食料生産の不安定化によって、いつでも、安く、食料が手に入る時代ではなくなる!?

1. 皆さんに食料を届ける力の強化

- 不測時だけではなく、国民一人一人に食料が行き届くよう、**平時から、食料安全保障**に向けて取り組みます。
- 国内農業生産を増大しつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用などにより、**安定した食料供給**を図ります。
- 食料品店の減少やラストワンマイル問題などにより、食料品の入手に困難が生じないよう、**食料を届ける力**を整えます。
- 輸出を応援**し、農業・食品産業の維持・発展を目指します。
- 農産物等について、**消費者の理解**を得ながら、食料システム全体の中で**合理的な価格形成**を行うための仕組みについて検討します。

将来にわたって農業・食品産業を持続するために必要なことは?

2. 次世代へつなぐ、環境にやさしい農業・食品産業への転換

- 環境にやさしい持続可能な農業を展開**するため、有機農業などを全国に広めます。
- 生産、加工、流通、小売といった**食の関係者全員で、温室効果ガスの削減や食品ロス削減**などを目指します。

農業生産を維持するためにどうする? 20年後には農業者が現在の1/4程度になる!?

3. 新たな技術も活用した、生産性の高い農業経営

- 生産性の高い農業**ができるよう、農地の集積・集約化など環境を整備します。
- スマート農業をはじめとした**新技術や新品種の導入**などにより、更なる生産性の向上を目指します。

農村を元気にするために何ができる? 農村の地域社会が維持できなくなる!?

4. 農村・農業に関わる人を増やし、農村や農業インフラを維持

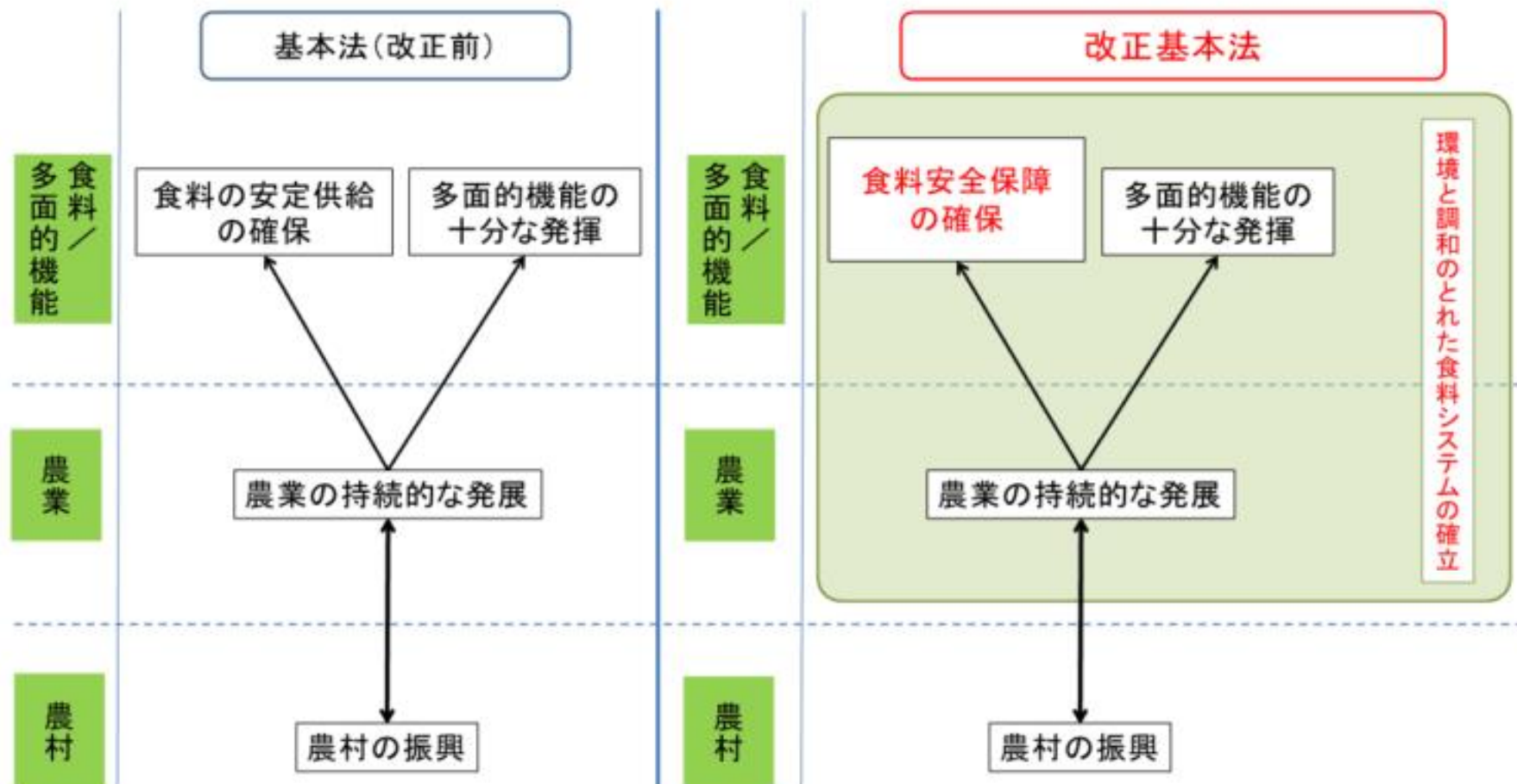
- 農業者、非農業者にかかわらず、新たな就業機会を確保するための取り組みを進めます。
- 農業インフラについて、**ICT導入やDXの取組等による作業の効率化**を進めます。
- 用排水路などを管理しやすいものに整備**し、保全管理しやすくするよう取り組みます。
- 人手不足な状況においても、農業者以外の参画を促進し、**農業インフラを地域全体で維持管理**していく取組を進めます。

食料・農業・農村基本法
ホームページ



改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性（イメージ）

- ① 認定農業者などの担い手を育成しつつ、農地の集積などを進めながら、効率的な農業経営を推進する「産業政策」と、
- ② 担い手以外の農業者なども含めて農村・農地を維持する取組を推進する「地域政策」は、車の両輪としてそれぞれの政策を展開しつつ、新たに「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」のための施策も推進。



※ 改正基本法の下、新たな食料・農業・農村基本計画を策定 → 令和7年3月目途

集落営農関連（食料・農業・農村基本法の一部改正。令和6年6月5日公布・施行）

※ 黄色マーカー部分は、一部改正により新たに追記された条文。

〔第26条〕（望ましい農業構造の確立）

国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ農業生産の基盤の整備を推進、農業経営の規模拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

国は、望ましい農業構造の確立に当たっては、地域における協議に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮するものとする。

〔第27条〕（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）

国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

国は、農業を営む法人の経営基盤の強化を図るため、その経営に従事する者の経営能力の向上、雇用の確保に資する労働環境の整備、自己資本の充実の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

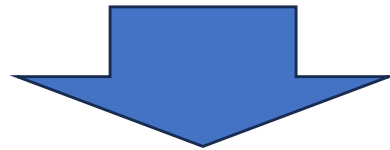
〔第36条〕（農業生産組織の活動の促進）

国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

- 地域計画上、
認定農業者（個人・法人）、認定新規就農者のほか、
地域の将来の担い手となり得る者も、将来の農地の受け手として位置づけ。

集落営農（任意組織、法人）も、
将来の農地の受け手として明確に位置づけ。

- 地域計画に関する毎年の話し合いを進める中で、集落営農の状況等も関係者
で確認し、フォローアップ。

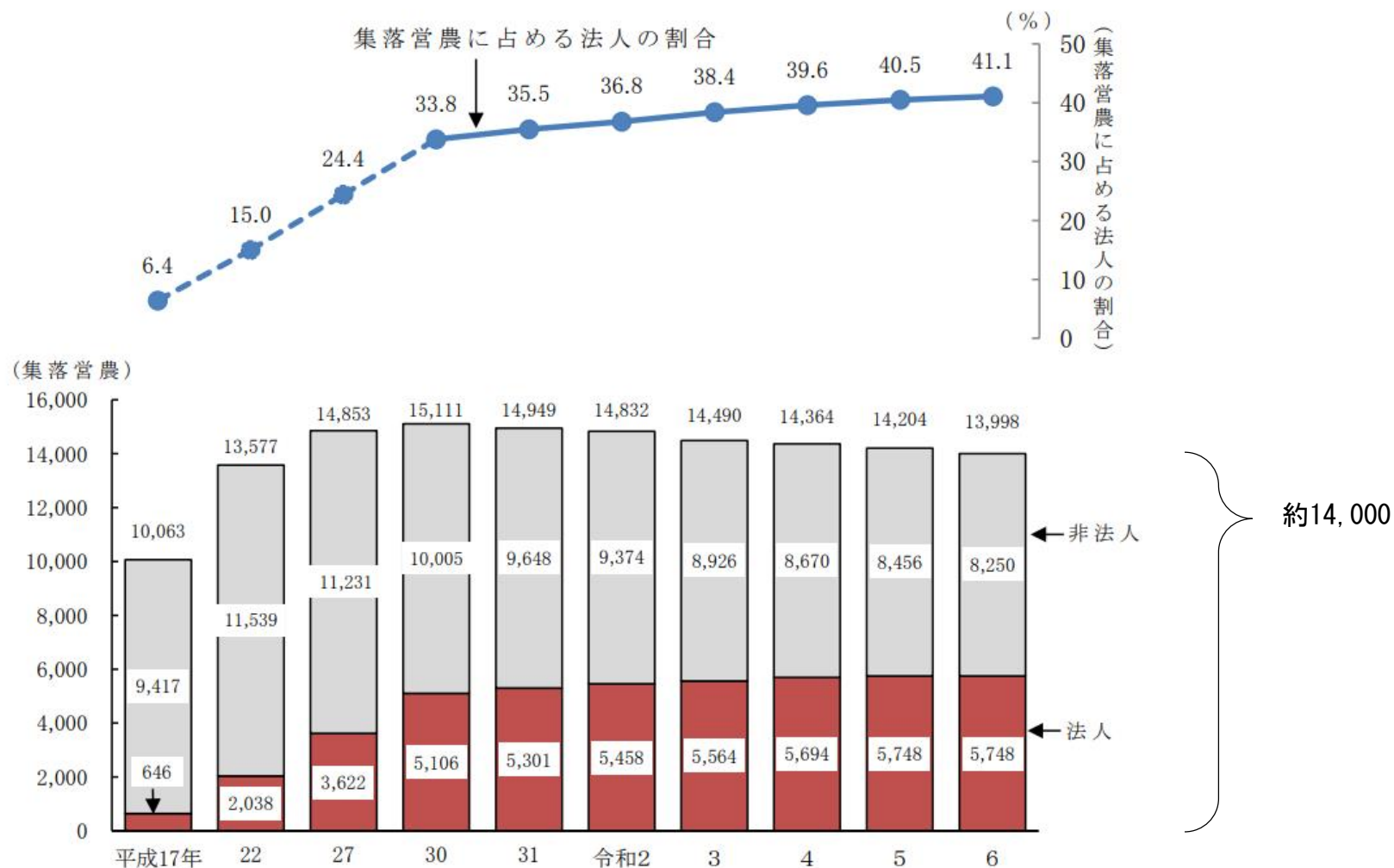


効率的かつ安定的な農業経営に意欲的な集落営農は、
「半農半X」を受け入れられる雇用の受け皿としていくことも考えられる。

集落営農の実態

集落営農数の推移

- 集落営農数については、平成19年度から、米・麦・大豆等の土地利用型農業の集積等を目的として開始した「品目横断的経営安定対策（現在は経営所得安定対策）」の影響もあり、大幅に増加。
近年は、**1万4千程度で推移しており、構成員の高齢化等を背景に、法人数は徐々に増加。**



(注) 集落営農実態調査 (令和6年2月1日現在)

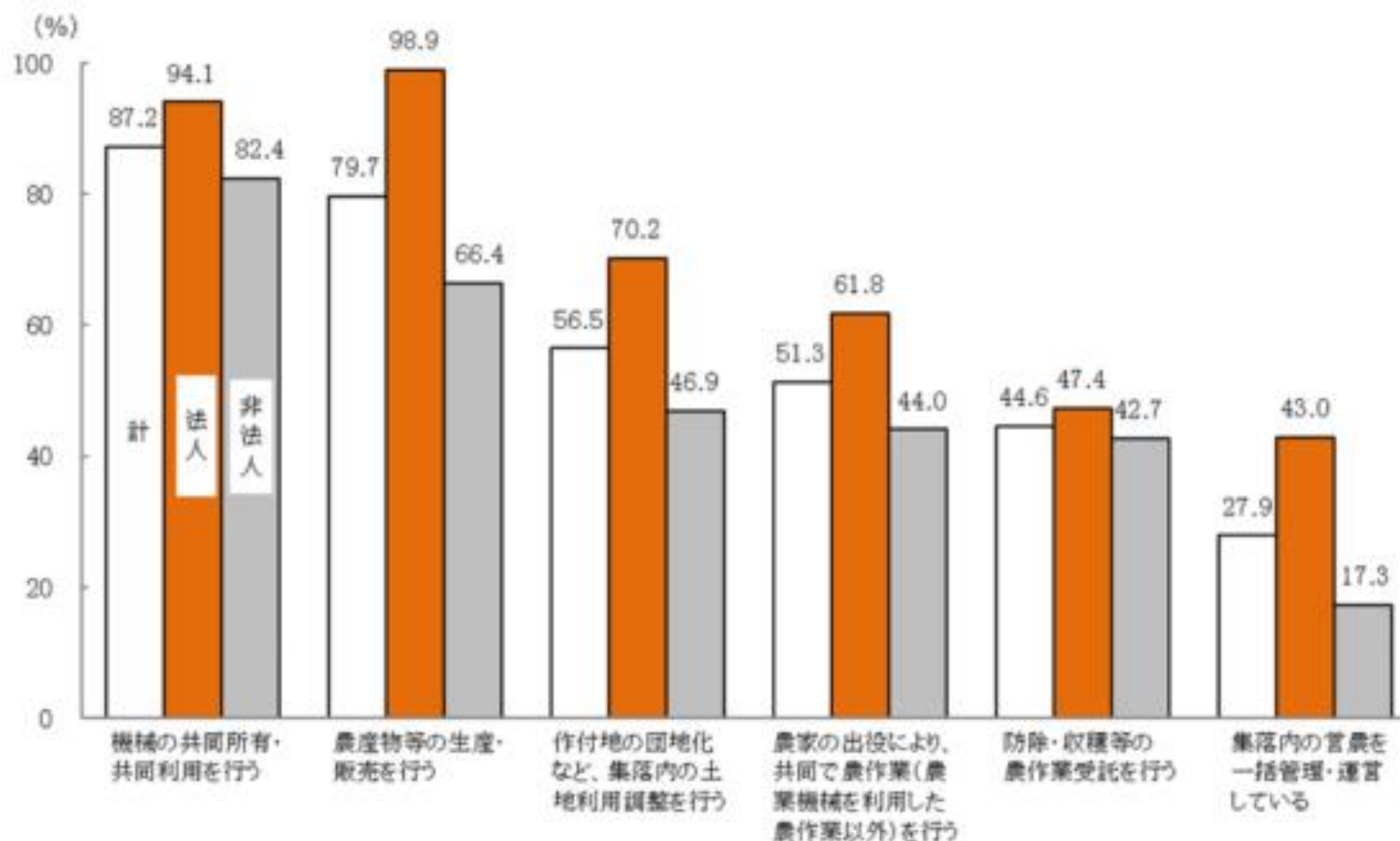
集落営農の労働力の確保

- 集落営農の主たる従事者（オペレーターなど農業経営の中心的役割の者）の状況をみると、「5人以上」の割合が40.9%と最も高い。
一方で、「**主たる従事者はいない**」という集落営農も**14.3%存在**。
今後、地域農業を維持・発展させていくためには、集落営農（特に法人）の労働力をいかにして確保していくかが課題と考えられる。

	主たる従事者はいない	1人	2人	3人	4人	5人以上
13,998	1,997	2,339	1,272	1,587	1,084	5,719
100.0%	14.3%	16.7%	9.1%	11.3%	7.7%	40.9%

集落営農の労働力の確保

- 集落営農の活動内容をみると、「機械の共同所有・共同利用を行う」の割合が87.2%と最も高い。
また、「農家の出役により、共同で農作業（農業機械を利用した農作業以外）を行う」の割合も比較的高くなっており、特に法人の方が非法人に比べて割合が高いことから、法人と構成員の間で、農作業の効率化のための役割分担の取組が進められていると考えられる。

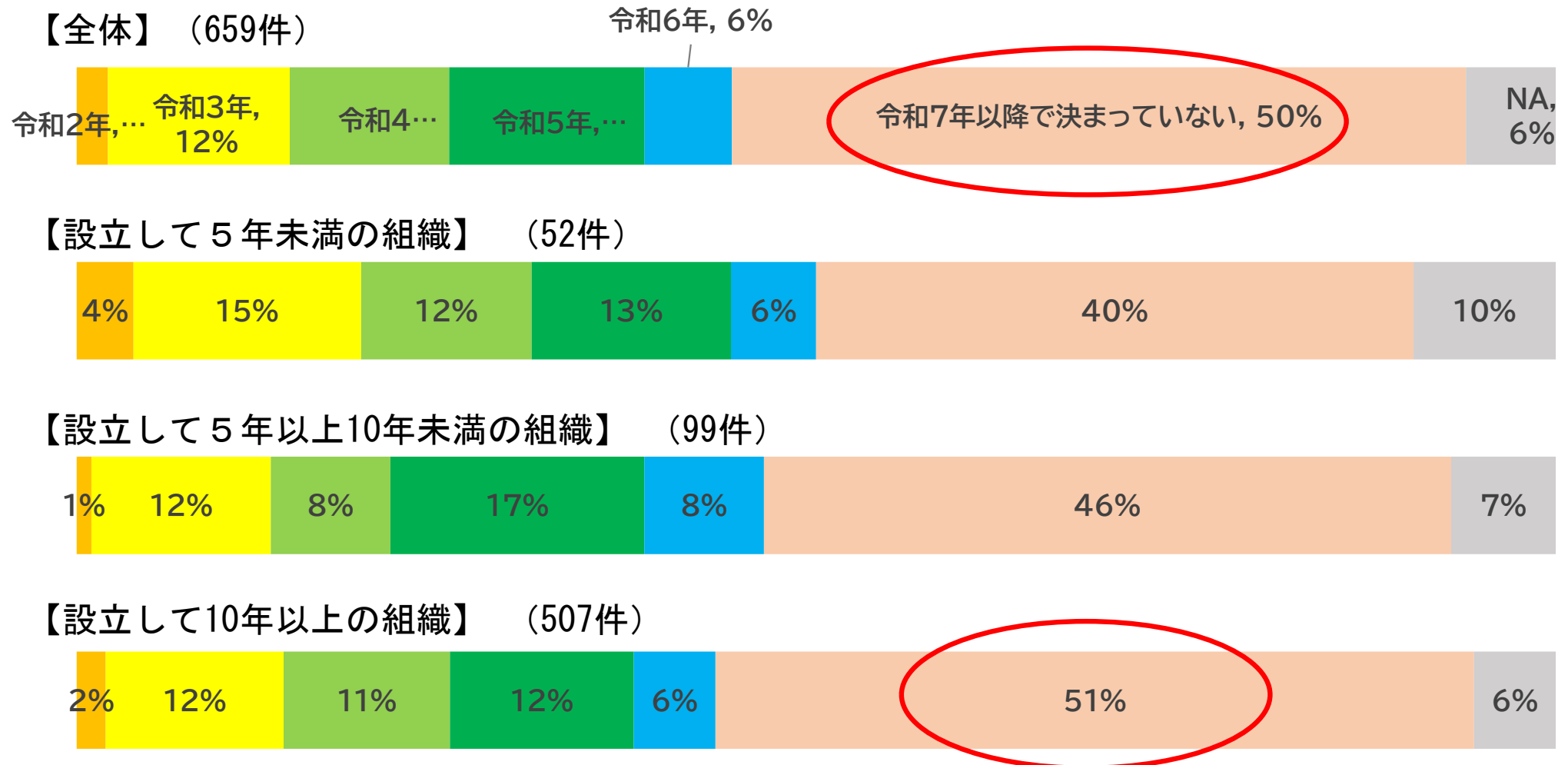


集落営農に対する問題意識

経営所得安定対策に加入している集落営農の法人化の時期

- 経営所得安定対策に加入している集落営農（任意組織）に対してアンケート調査を実施（令和2年9月～10月に実施。4,022組織のうち3,022組織から回答）。

法人化の時期を聞いたところ、**令和7年以降で決まっていないと回答した組織が50%**と最も多い。また、設立して10年以上の組織で51%と最も多い。**地域農業の将来に向けて、何らかのテコ入れが必要**と考えられる。

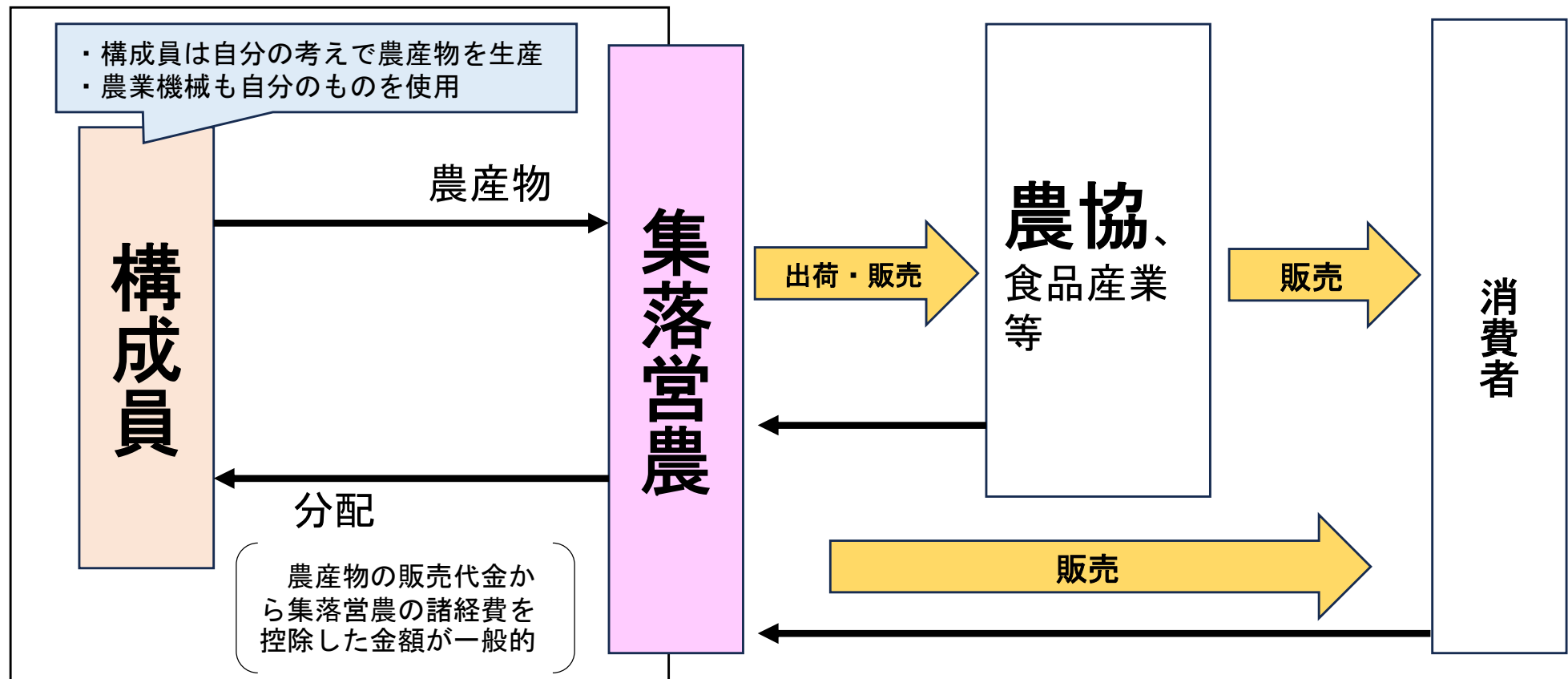


集落営農（任意組織）は枝番方式の組織が多い

- 「枝番方式」とは、集落営農の組織単位で収支を計算するのではなく、構成員ごとに収支を計算する方式。

集落営農を立ち上げるときに良く用いられた方式であるが、集落営農として、農業用機械の共同利用を行うとか、まとまった形で農地利用を行うとか、付加価値の高い農産物を生産するとかなどの意識の醸成が図られない（＝法人化に向けた取組の妨げ）。

構成員は、集落営農に参加するメリット（コスト低減等による所得の増）を享受できない。



※ 法人化後も、同様の扱いを継続すると・・・

- ・ 法人としての経営体になりにくい、機動的な経営展開の妨げに。
- ・ そもそも、何のための法人なのか？

今後の集落営農の指導方策

- **集落営農は、地域農業の担い手を確保するために有効な手段の一つ。**一方、構成員の高齢化等が課題の組織もあり、リタイヤが進めば、自然に組織を維持できなくなり、地域農業の持続性が危ぶまれる。このため、**組織自らの問題として、法人化に加え、機械の共同利用や人材の確保につながる広域化合併、連携、経営の多角化や高収益作物の導入など、将来どうしていくのかを真剣に考えてもらうことが重要。**
- 特に、担い手経営安定法に基づく経営所得安定対策の対象となっている集落営農については、法人化することが確実と見込まれることが法律上の要件となっていることや地域農業の持続性を確保していく必要があること等を踏まえ、**人・農地プラン（地域計画）の中心経営体に位置付け、将来の法人化を目指しつつ、国、地方自治体等が自己点検・経営改善を推進。**将来の目途が立たない集落営農の構成員の農地は、地域内外の他の担い手に委ねていく仕掛けを地域で確立することも必要ではないか。

集落営農（任意組織）

将来方向の検討（どのような経営を目指すか）

自己点検の実施（データで見える化）

- ・ 構成員との意思疎通
（現状認識、将来の方向など）
 - ・ 農産物の共同販売経理の状況
（経理（BS・PL）処理、税務申告など）
 - ・ 農業用機械等の共同利用の状況
（経営資源の把握・集約、構成員の機械更新など）
 - ・ 農作業等の役割分担の状況
（オペレーターと他の構成員の役割分担、人材確保など）
 - ・ 農産物の生産・販売等の展開の状況
（マーケットインの生産計画、付加価値向上策など）
 - ・ リスクへの備え
（収入保険、損保、労災など）
- など

【経営の持続性】

法人化

- ・ 株式会社
- ・ 農事組合法人
- ・ 一般社団法人
- ・ NPO法人
など

・ 経営等の改善
・ 他者からの
アドバイス

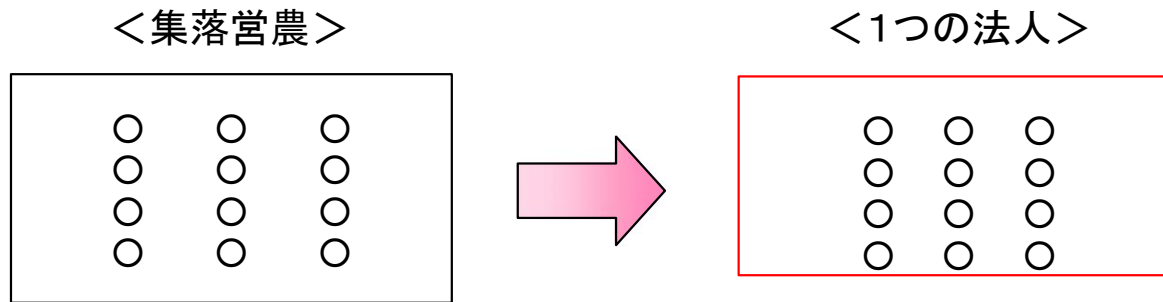
（構成員の高齢化、リタイヤが進めば・・・）

解散・統合
担い手へ集約

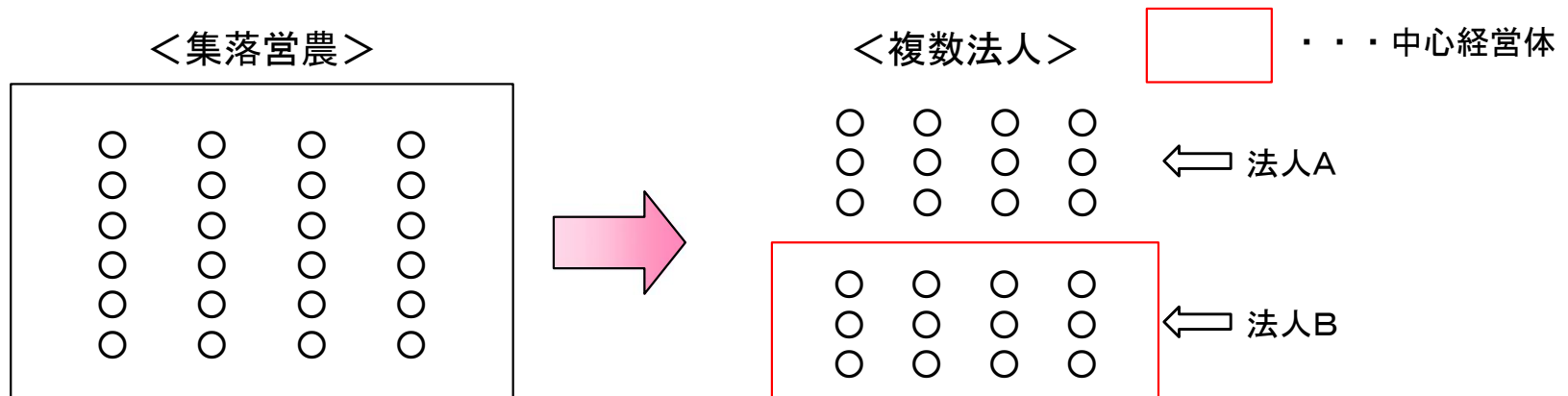
地域計画の議論と併せた集落営農の法人化等の検討

- 人・農地プラン（地域計画）は、地域農業の中核的な存在の農業者等（認定農業者、認定新規就農者、意欲ある経営体、集落営農など）を中心経営体（地域の農業を担う者）に位置付け、今後リタイヤする農業者の農地をどのように集約（使いやすいようにまとめる）し、地域農業を維持・発展させていくのかを描く設計図として推進。
- 発展途上の集落営農は、地域農業の担い手候補として位置づけ。法人化を目指すことを基本としつつ、集落営農の将来方向の検討、自己点検を促し、経営改善等を指導。その上で、法人化して担い手として育成していくのか、他の中心経営体などに農地をまとまった形で託していくのかの検討を進めることが必要。

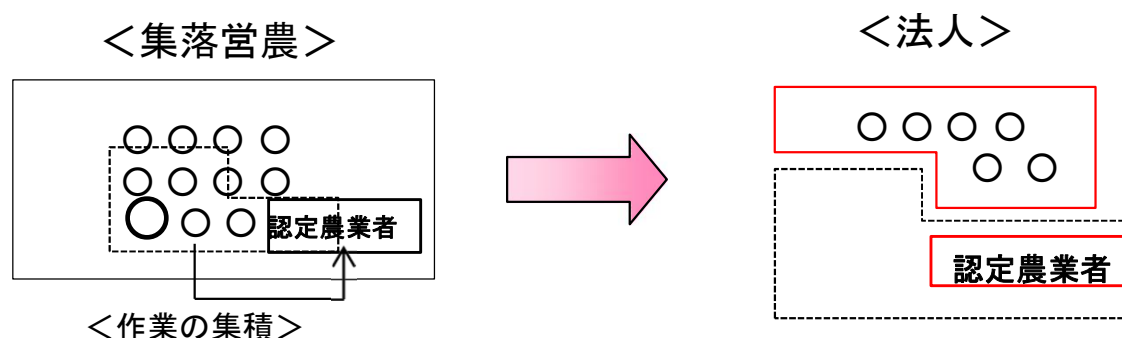
（パターン１）集落営農の構成員全員で１つの法人を設立する。



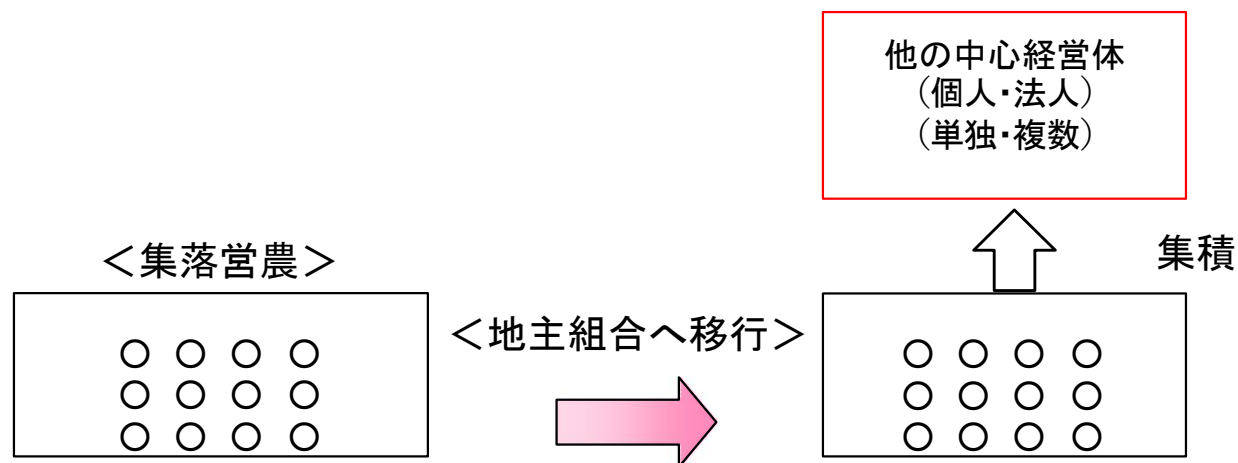
（パターン２）広域の集落営農なので分割した方が本格的な経営ができるという場合は、複数の法人に分割して、これを中心経営体に位置付ける。



(パターン3) 集落営農を運営する中で、構成員たる認定農業者への作業の集積が相当進んでいる場合、作業の集積をしていない残りの構成員で組織する法人と、当該認定農業者のそれぞれを中心経営体に位置付ける。



(パターン4) 集落営農自体は、地主組合へ移行し、農地は他の中心経営体にまとまった形で集積する。



集落営農の自己点検の内容

1 構成員との意識疎通はできていますか。

- 構成員の中には、自分が所属する集落営農の経営状況を知らず、集落営農への参加意識がない者も存在しているかも知れません。
- 構成員が、組織の一員として責任を持ち、営農活動に参加できるようにするためには、**組織の意思決定をしっかり行い、その内容を構成員全員に共有**することが必要です。
- さらに、**構成員の皆さんがどのような意識で集落営農にかかわっているのかも把握しながら、経営計画、運営方針等の検討を進めていくことが、安定した組織運営とするために必要**です。

チェック項目	○、△、×
○ 将来、どのような経営を目指すのか（経営理念）を決めており、そのことを構成員に共有している。 （目指す経営の例） ・ 地域の農地の維持のため、農産物の生産・販売 ・ 利益を追求するため、農産加工品の製造・直売など経営を多角化 ・ 地域の活性化のため、農業関連だけでなく、地域活動など多様な事業を展開	
○ 次期リーダー候補やリーダーの継承方法（定年制、輪番制、外部からの登用など）について定めている。	
○ 集落営農の役員レベルで、定期的に組織の運営状況等について打ち合わせを行っている。	
○ 経営理念の実現に向けて、構成員の意見等も聞きながら、集落営農の経営計画・運営方針等を策定・改善している。	
○ 集落営農の総会資料（決算、次年度の経営計画、運営方針など）については、全ての構成員に開示している。	

2 集落営農の共同販売経理は組織単位で行われていますか。

- 枝番方式（注）だと、小規模の構成員はほとんど赤字精算であり、集落営農のメリットを享受できません。

（注）枝番方式とは、集落営農の組織単位で収支を計算するのではなく、構成員ごとに収支を計算する方式です。集落営農として、農業用機械の共同利用を行うとか、付加価値の高い農産物を生産するとかの意識の醸成が図られず、法人化に向けた取組の妨げになります。

法人化後も、同様の扱いを継続すると、組織のガバナンスが効かず、機動的な経営展開の妨げになります。

- また、経理担当も、構成員ごとの収支伝票を整理しなければならず、事務処理で苦勞されています。

- 組織として共同販売経理をすれば、構成員にも集落営農の経理が分かりやすくなり、構成員も利益の分配として幾ら貰えるのか計算できるので、所得を上げるという意識が働きます。

経理事務も一元化され、構成員ごとの生産額、経費等を区分する煩雑さも解消されます。

チェック項目	○、△、×
○ 専属の経理担当者を置き、貸借対照表（BS）・損益計算書（PL）を作成している。	
○ 集落営農で生じた利益の構成員への分配方法（作業時間に応じた配当など）を総会で決めている。（法人化後は、組織運営に必要な資金の水準も踏まえ、地代、給与などを決める。）	
○ 構成員への分配額は、構成員全員に通知するとともに、構成員が税務申告の手続を行っていることを確認している（任意組合）。 組織として税務申告の手続を行っている（人格のない社団等）。 （注）規約上、組織として財産の管理を行うことを明確にしている（剰余金の処分に關する規定を措置している）組織は「人格のない社団等」に該当することに留意。	
○ 組織運営や将来の投資（共同利用機械等の維持・更新など）のための資金を確保するためのルール（任意組合を選択する場合、構成員への分配額を翌年度の出資に振り替える。人格のない社団等を選択する場合、利益の一部を繰り越すなど）を決めている。	
○ 集落営農で取り組む農産物の収支について、構成員ごとではなく組織でプール計算している（枝番方式からの脱却）。	
○ 共通経費に係る費用負担の徴収方法が決まっており、構成員の全員が承知している。	

3 トラクター、コンバインなどの農業用機械の共同利用化は進んでいますか。

- 構成員の中には、小規模・兼業農家でありながらも、農業用機械をフル装備している者も、まだ存在しているかも知れません。
- そのような者は、当然のことですが、収入の割には機械代が嵩むので、集落営農に参加しているメリットを感じないとの意識があると思います。
- 集落営農で取り組む農産物の作付規模に応じた適切な台数の機械に整理し共同利用化を進めれば、機械代が節約できるので、確実にコスト削減につながります。

チェック項目	○、△、×
○ 構成員が所有している農業用機械（特に、トラクター、田植機、コンバイン）の償却期間など、組織で利用可能な経営資源を全て把握している。	
○ 組織の経営規模に応じた適正な能力・台数の農業用機械を整備している又は、徐々に整備する計画ができています。	
○ 農業用機械の整理合理化を進めるため、構成員の所有する農業用機械が使用不能となったときは更新しないルールを決めている。	
○ 組織で所有する農業用機械の保守点検を定期的に行っている。 万が一の場合、営農を継続するため、地域の他の担い手との連携体制が確立されている。	
○ 農業用機械を管理するための場所を整備している又は整備する計画がある。	

4 農作業等の役割分担はできていますか。

○ 構成員が自分の圃場の作業を自分だけで行っていると、集落営農への参加意識は働きません。

○ 例えば、

- ・ **オペレーターが基幹作業**（耕起、播種、収穫）を行い、それ以外の**構成員は水田管理作業**（水管理、草刈り等）を担当する

- ・ **共同出役する場合、班体制を確立**し、出役計画を作成する

など、**構成員の役割分担**を行うことにより、作業の効率化が図られるとともに、**休日を有効に活用**できるようになります。

○ **余った労働力**を利用すれば、**高収益作物の導入、農産物の加工等にもチャレンジできる**と考えられます。

※ **デジタル技術（ドローン、土壌データ等）の活用**により、作業効率の向上、コスト削減を図ることも考えられます。

チェック項目	○、△、×
○ 農産物の生産、防除などの計画が作成され、構成員がそれに従って作業を行っている。	
○ 組織で生産する農産物ごとの責任者が決まっている。	
○ オペレーターと構成員の役割分担（水管理・草刈り等は構成員が担当）又は班体制による出役計画を作成し実行することにより、作業の効率化を図っている。	
○ 農作業等を行う構成員は、全て作業日誌を作成している。	
○ 5年先、10年先を見据えて、オペレーター等の作業従事者の確保方法が決まっている。	
○ 農業用機械のオペレーター等の養成計画がある又は作成する予定がある。	

5 農産物の生産・販売等はマーケットインの考え方になっていますか。

- 構成員が、自分の考えのみで圃場を管理し、何を作るかも決めている状態では、組織として、統一した栽培管理方法がとれず、品質にもバラツキがあり、大きなロットをまとめることができません（スケールメリットを活かせません）。
- 経営を安定・発展させていくためには、作ったら売れるの発想ではなく、市場動向のリサーチ、取引先のアドバイスを得るなどして、マーケットインの考え方で農産物の生産を行うことが重要です。
- 集落営農全体の農地の状態を把握し、集落営農としての農地の利用計画を整理すれば、ロットをまとめて、均質な品質の農産物の生産ができるので、安定した出荷・販売先の確保につながります。
- 生産した農産物の品質データ等を整理し、顧客に提供すれば、農産物の価値が伝わり、信頼ある取引を継続できることにつながります。
- ※ 集团的・面的に営農活動を行っている集落営農であれば、化学肥料や農薬の使用量を抑えた栽培や有機栽培といった、環境にやさしい農業経営への転換も進めやすいと考えられます。（みどりの食料システム戦略）

チェック項目	○、△、×
○ 毎年、構成員の全員の農地の状態（土壌データなどを含む）を把握し、組織としての農地利用計画を作成している。	
○ 定期的に市場調査、取引先との情報交換を行うなど、組織の利益を向上させるために有利な農産物の選択、販売先の確保に努めている。	
○ マーケットインの考え方で決めた農産物、栽培管理方法を構成員に説明し、その方針の下で農産物の栽培を行っている。	
○ 農産物ごとに栽培管理工程が作成されており、それをチェックする体制がある。	
○ 取引先と、農産物の品質等に関する情報交換を行い、ニーズを踏まえて栽培方法等の改善を進めている。	

6 農業経営上のリスクへの備えはできていますか。

○ 農業経営を継続していくためには、自然災害や価格低下などのリスクに備えておくことが必要です。

○ このため、国は、認定農業者等を対象とした収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）や、青色申告を行っている者を対象とした収入保険（注）を準備しています。

（注）収入保険は、地域の平均収入が下がったときに補填するナラシ対策とは異なり、個人・法人経営の個々の農業経営において、収入減少があった場合に補償する保険です。

○ 施設園芸に取り組む場合は、園芸施設共済で自然災害に備えることも必要です。また、倉庫の浸水被害などにも備える保険もあります。

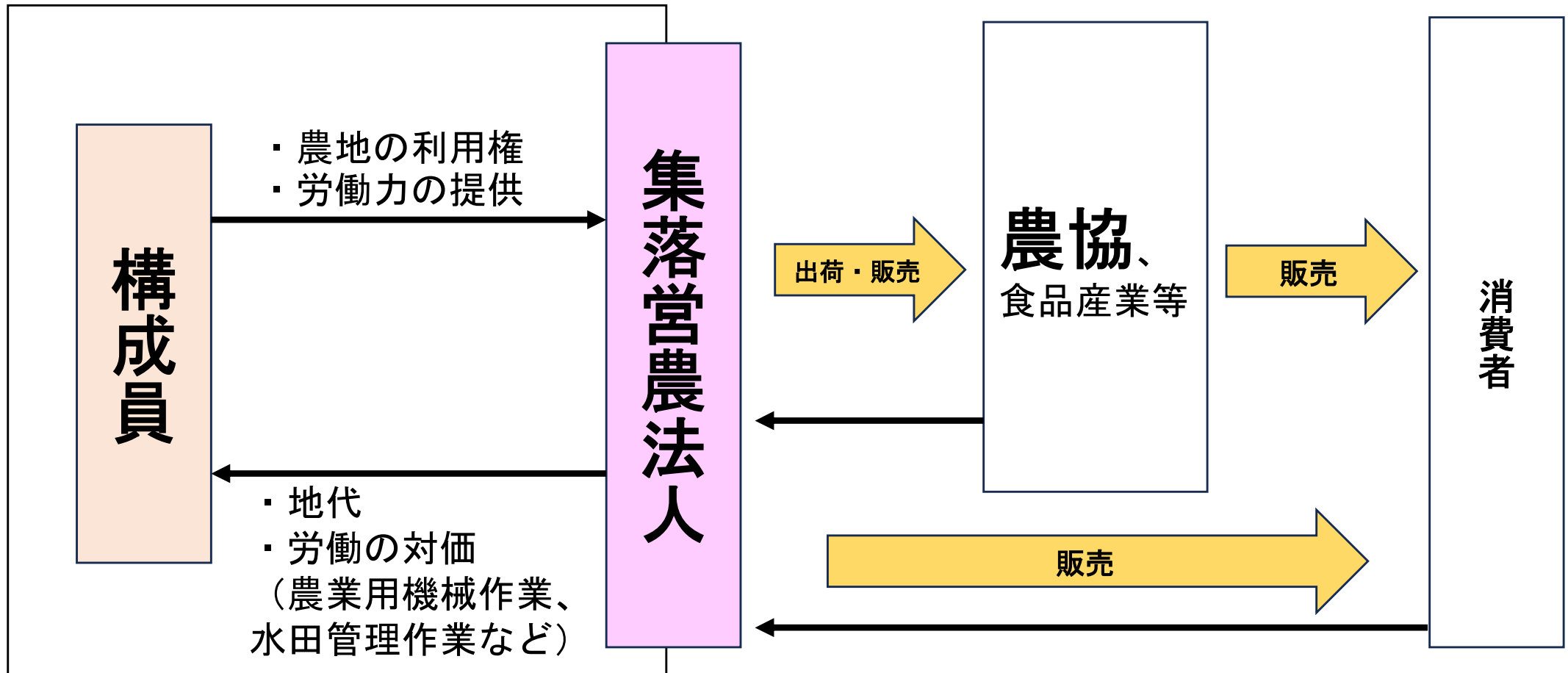
○ オペレーター等が安心して農作業に従事できるようにするためには、農作業事故に備えて、労災に加入することも適当です。

○ 収入減少のリスクに備えて保険等に加入しておけば、万が一のときも、オペレーター等に対する給与等の資金を確保することができます。

チェック項目	○、△、×
○ 集落営農で生産する農産物のリスクについて総会等の場で話題にして、リスクに備えるという意識の醸成を図っている。	
○ リスクに応じた保険や共済を利用するための資金を確保している。	
○ ナラシ対策又は収入保険のほか、園芸施設共済、農機具共済などを利用している。	
○ オペレーター等は労災に加入している又は加入することになっている。また、オペレーターが病気や怪我をした場合、営農を継続するためのバックアップ体制（構成員や他の担い手との連携）を準備している。	
○ 活用できる制度資金の利用方法について把握し、相談できる金融機関が存在している。	

集落営農法人と構成員の関係（一般的な事例）

- 集落営農（任意組織）を法人化した場合、一般的には、
 - ・ 構成員の一部又は全部の農地を法人に利用権設定（相続未登記等の事情で利用権設定ができない構成員の農地がある場合は、法人が全作業を受託など）。
 - 法人から構成員には地代を支払う。
 - ・ また、オペレーターの構成員は基幹作業を、それ以外の構成員は水田管理作業（水管理、草刈り等）を担当。
 - 法人から構成員に労働の対価を支払う。



※ 原則として構成員は農業用機械を所有しない。オペレーターは法人所有の農業用機械を使用する。

(法人事例) 一般社団法人 月誉平栗の里

法人設立：平成23年5月

構成員数：地区内地主45名、地区外地主3名、
法人6（JA、企業、農業法人）
（H30～作業従事者11名加入）

栽培品目：栗7.5ha
 水稻2.2ha、そば0.6ha、大豆0.6ha、桜葉5aな
ど

取組内容：

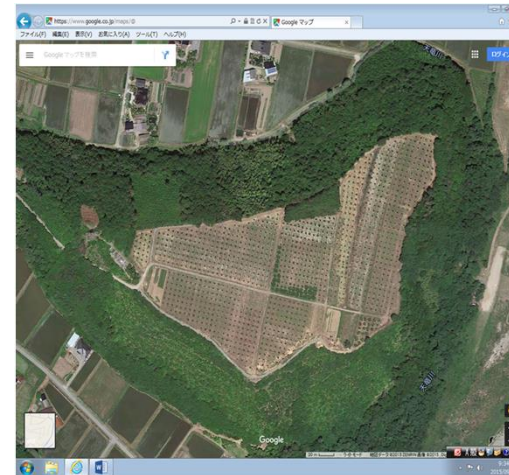
○ 月誉平地区の農地を守ることを目的として、当該地区内外の者の賛同を得て、法人を設立。**1人1票制で、農外の者の出資も取り入れやすくするため、一般社団法人を選択。**

○ 高齢者が多くなることや、地域住民の交流も期待し、栗を主体に栽培を開始。
栗の収穫時は、地主だけでなく、移住者も参加。

○ 農地の草刈りは、地主が担当するのが原則だが、高齢となり対応できない者も出てきているため、**近隣の農業法人と連携**して対応。

○ **地元の菓子工房と連携し、栗を加工用として販売。**
一部は、高齢者をお願いし、剥き栗を作り、道の駅、直売所で販売。

○ 経営安定を図るため、**収入保険に加入。**



栗が成木になるまでの間、
そばも生産



栗園より中央アルプスを望む



地域住民による栗拾い作業



(法人事例) 株式会社 北の原ファーム

法人設立：農事組合法人 平成18年10月
株式会社に變更 令和3年5月

構成員数：73名

栽培品目：水稲9.9ha、大麦7.6ha、ネギ7.6ha、
大豆2.0ha、いちご1.0ha、ごま0.4a など

取組内容：

○ 宅地化の進行に伴い、**農村環境の維持、環境にやさしい農業を目指す**こと等を目的として、法人を設立。

○ 環境に配慮した米づくりとして、化学肥料・農薬を50%以上削減した栽培を実施し、有利販売。
主力の**ネギは、都市部の飲食店とも契約栽培**を実施。

○ 農地と宅地の混在化が進行する中で、地域住民に農作業について理解を得るため、**子供及び高齢者を対象としたキッズ農園を開設**。米の主な販売先であるコープあいちの組合員と田植え、生き物調査、稲刈り等で交流。

○ **営農支援ツールを活用しつつ、ドローンによる施肥・防除作業を実施**（将来は土壌データ等を活用したピンポイント施肥等も検討）。**周辺の農業者の圃場でのドローンによる施肥等の作業受託も開始**。

○ 構成員の高齢化が進む中、福利厚生を充実させ、**若者を雇用し易くするため、令和3年5月に株式会社に移行**（20～50代の男性4名、女性2名を採用）。

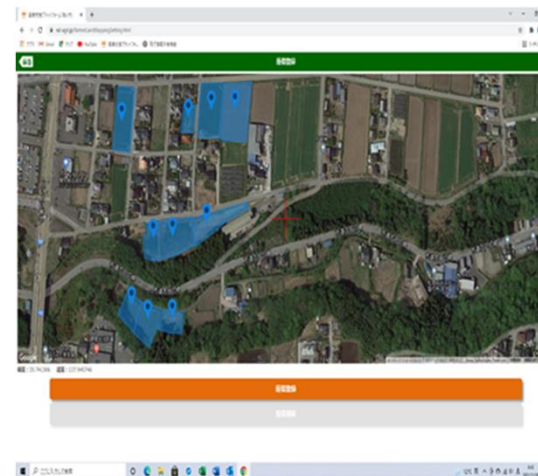
主力のネギの出荷作業



キッズ農園で地域住民等と交流



デジタル化に対応し、営農支援ツールを活用



ドローンによる施肥・防除作業

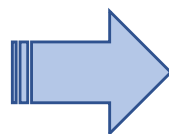


○ 経営安定を図るため、**収入保険に加入**。

集落営農の今後の取組方向

- 集落営農は、地域農業の担い手を確保・育成するために有効な手段であるが、各地の取組をみると、大きく分ける次のように整理されるのではないかな。
 - ① 水田地帯において、麦・大豆等の転作作物の受託組織が発展し、国の担い手施策の動向等も踏まえ、やがて法人化し、農産物を生産・販売
 - ② 中山間地域等において、高齢化等が進む中で集落（地域）を活性化する方法として、地域のまとまりのある活動の拠点を作るため法人化し、農業関連以外の事業も展開
- 集落営農は、人・農地だけでなく、集落（地域）機能ともかかわりながら活動できる組織。地域には、自然環境も含め資源が豊富にあり、地域の資源に目を向けると、農業関連に限らず、所得を上げていく活動は多種・多業ではないかな。
- 今後、農村の発展も視野に入れて、地方自治体等の関係者も交えて、集落営農をどのような方向に展開していくのが良いのか検討していくことが必要ではないかな。



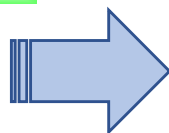


農産物の生産・出荷のみ

- ・ 米・麦・大豆等の農産物の生産・出荷

集落営農法人

オペレータ中心又は
集落のまとまり



農業関連以外の事業への展開

- ・ 米・麦・大豆等の農産物の生産・出荷
- ・ 農産物の加工品の製造・販売
- ・ 直売所の運営、連携
- ・ 地域住民の生活支援
- ・ 地域資源を活用した観光事業 など

集落営農
(任意組織)

※写真は、
集落営農法人と地域住民が一体となって
地域活性化に取り組む、島根県浜田市
「ひやころう波佐」の取組事例



例えば、

- 集落営農の構成員だけでなく、地域住民も含め、アンケートなどを実施し、地域のビジョンを描く。
- 集落営農が地域とどのようにかかわるのか、地域の活性化のためにどのような活躍の場があるのかなどを検討し、将来方向を決めていくことも必要ではないか。

集落営農から農村RMOの取組へ

（農村RMO：Region Management Organization）とは、
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、
生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のことです。

→ 農村型地域運営組織

中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基礎となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

農村RMO※

協議機能 協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定
集落営農
農業法人
など



自治会・町内会
婦人会・PTA
社会福祉協議会
など

地域の存続に向けて普段から組織的に活動を行っている農業者を母体とした組織を形成

事務局

総務部

生活部

交流部

産業部

資源部

地域の将来ビジョン

実行機能

事業の実施

資源管理

生産補完
農業振興

生活扶助

農用地の保全



地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

「農村空間を管理」し、農産物供給、景観、レクリエーション等「地域資源」を活用、さらに交流や居住等「生活」の空間として活用。

多面的機能支払の対象集落

A 集落協定

B 集落協定

C 集落

D 集落協定

E 集落協定

F 集落営農

G 農業法人

H 農業法人

中山間地域等直接支払の対象集落

中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

【農村RMO的取組事例（法人×中山間地域等直接支払活動組織）】

○ 島根県浜田市 農事組合法人「ひやころう波佐」

- ・ 平成12年から導入された中山間地域等直接支払を契機に、活動組織を立ち上げ、地域の取組を開始
- ・ 米づくり、草刈り等の作業は、集落全員でやろう！
田植え、稲刈り等の基幹作業は、集落の中核農家。草刈り等は、農地所有者以外も参加
- ・ 最初は1集落の活動だったが、徐々に輪を広げ、5集落（波佐上地区）が参加
→ 平成17年 営農組合「ひやころう波佐かみ」を設立
【目指す姿（組織経営体の構想）】
※ みんなで協力し、支えあう農業をめざす
学びあう地域づくり 生産し消費する地域づくり 交流する地域づくり
→ 平成19年 農事組合法人「ひやころう波佐」を設立
（総務部、企画・販売部、営農部、女性部）
◎ 中山間等直接支払活動組織（法人と活動エリア、構成員は同じ）と一体運用

集落営農だからできる 持続可能な農業×地域づくり



島根県浜田市
農事組合法人ひやころう波佐

(資料)農事組合法人ひやころう波佐作成

集落・法人の概要

- 構成集落 波佐上地区 5集落
(若生・西谷上・亀谷原・新井屋原・馬場)
- 組合員 63戸
- 農地面積 19ha (植付16ha)
- 主な作目 水稻(コシヒカリ・きぬむすめ・ミコトモチ)
大豆・そば
たまねぎ・キャベツ・アカメガシワ
- その他 もち・みそ加工・惣菜・菓子加工
都市交流事業・地域交流事業
ほか

※当初は5haで経営スタート
(設立当初は過剰投資を抑え、徐々に機械整備)



a
(資料)農事組合法人ひやこうろ波佐作成

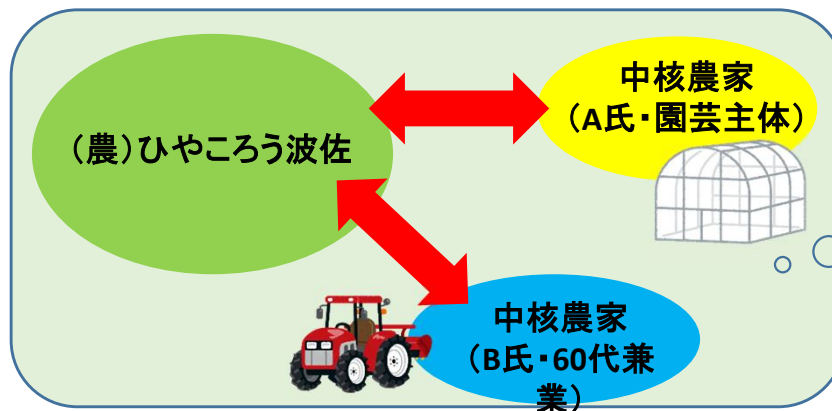


ひやころう波佐の特徴①

★キーワード 「地域に住む誰もが力を寄せ合う農業」



集落営農法人と地域内の「中核農家」との連携



同じ地域に住む者同士、
「地域の農業、農地を守る、盛り上げる！」が共通の目標

○園芸野菜栽培指導、品種・時期・出荷先調整、水稻野菜苗購入、RC管理、加工施設運営協調

○中核農家への水稻作業委託6～7割
(トラクター耕起、代掻き、田植、ドローン防除、コンバイン、ライスセンター)



(資料)農事組合法人ひやころう波佐作成

ひやころう波佐の特徴②

★キーワード 「地域に住む誰もが力を寄せ合う農業」

↓
集落営農法人と「地域に住むひと」が関わりを持ち続ける

↓
場づくり

フキの皮剥



玉葱の収穫



- 老若男女誰もが農業参加
(フキの集荷下処理、玉葱定植手植え、キャベツ集荷は土日、アカメガシワは高齢者、
景観作物日曜作業)

- 集落営農＝地域交流・振興
(餅搗き実演販売・手作りの祭り・温泉忘年会・地域みんなで獣害対策・安心安全
自主防災組織)

(資料)農事組合法人ひやころう波佐作成

集落営農があったから、集落営農だから…①

平成27年度2015年から稼働する加工場「みそびや」。女性陣が大活躍！
[ふき佃煮]「ふき菓子」が人気です。



遊休農地の活用のために取り組んでいる「アカメガシワ」。
収穫は老若男女問わず地域ぐるみで！



(資料)農事組合法人ひやころう波佐作成

集落営農があったから、集落営農だから…②

ひやころう波佐の交流主力事業「餅つき」。県内外で大活躍！



地域内、都市との交流。交流は地域に活気と刺激をもたらします。



(資料)農事組合法人ひやころう波佐作成

目指すのは・・・

みんなで協力し、支え合う農業



(資料)農事組合法人ひやころう波佐作成

定住促進の枠組を活用して、 労働力の確保・地域維持を図ることも一手法

住む場所があり、農業や、周辺地域の事業者の仕事と農業との組み合わせで安定した収入を得られる機会が作れば、地域の維持、農業の担い手の確保にもつながる。

→ 特定地域づくり事業組合制度

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、Uターン・Iターン・Jターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員

農 業 者	林 業 者	漁 業 者	...	食 品 加 工 業 者	製 材 業 者	機 械 製 造 業 者	...	運 送 業 者	介 護 業 者	飲 食 ・ 宿 泊 業 者
-------------	-------------	-------------	-----	----------------------------	------------------	----------------------------	-----	------------------	------------------	---------------------------------

人材 派遣

利用 料金

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市 町 村

〈組合の運営経費〉

1/2市町村助成

1/2
利用料金収入

1/4
交付金

1/8
特別
交付税
1/8

※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

財政
支援

認定

都道府県

情報提供
助言、援助

移住者である派遣職員が地域活動に参加し、地域を活性化!

活用のきっかけ・期待すること

- ▶ 地域の区長等を務める現事務局長が、事業所の人材不足や農林漁業の後継者問題を危惧し、「若者がいないと地域が存続しない。そのためには働ける場所が必要」と考え、地区内事業所に呼びかけ、6事業所が発足メンバーとして集い、設立を目指した。
- ▶ 市内の様々な事業所で働く中で、技術を身につけ、後々は組合員事業所への直接雇用や市内で起業し、市内での地域づくり人材として活躍することを期待している。

取組内容

▶ 移住者等を雇用し、地域の事業者へ派遣

地域の農業、酒造業、宿泊業、引退馬支援、道の駅等、14の事業者の仕事を組合せ、年間通じた安定した仕事を創出。

これまでに組合で雇用した15名（うち14名が移住者）の職員を各事業者へ派遣（マルチワーク）することで、移住・定住を促進し、地域づくりや地域産業の担い手の確保・育成を目指している。

地域の活性化

▶ 地域活動に参加することによる地域の活性化に寄与
組合の研修で地域の習慣や行事について紹介等することで、派遣職員が、伝統祭礼「キリコ祭り」、「奥能登国際芸術祭」でボランティアサポーター、青年団員に参加する等、地域イベントを盛り上げ、仕事以外の時間も地域内で楽しんでいる。

若者が地域行事に参加することで新たな交流が生まれ、地域に活気が生まれている。

マルチワークのイメージ

社員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A 30代男性	農業／米づくり（週5日）						酒蔵／蔵人（週5日）					
B 20代女性	引退馬支援事業／馬のお世話（週4日） 農業／ケール栽培・収穫（週1日）											
C 20代女性	観光施設／販売（週5日）								道の駅／販売（週3日） 飲食店／接客（週2日）			
D 30代女性	宿泊施設／清掃・接客（週3日） 炭焼工場／事務・発送（週2日）				（週2日）				（週1日）			

組合に関わる皆さんの声

▶ 組合員（自家製豆腐が自慢の道の駅）

派遣職員OBが正社員として入社し豆腐製造の後継者に。また、現役派遣職員の働きかけにより、別の派遣先の飲食店で豆腐提供が始まる等、事業所同士が繋がるきっかけにもなっており、人材確保の面以外にも効果を感じている。

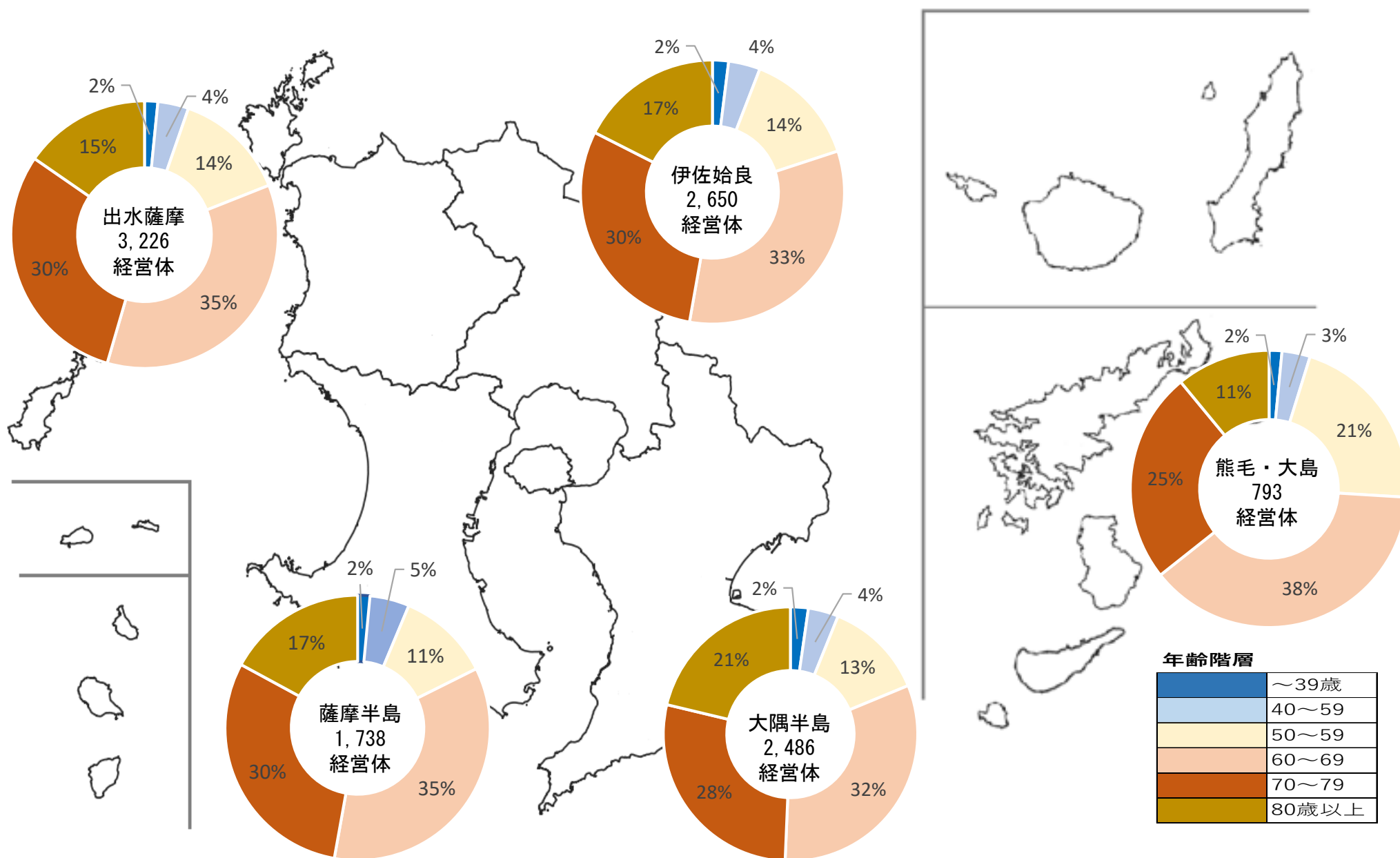
▶ 派遣職員（20代千葉県から移住）

引退馬支援をしている会社で馬の世話と農業法人でケール栽培に従事。動物と関わる仕事がしたくて応募したが、元々趣味のあった農業も経験できてありがたい。田舎特有の地域コミュニティが好きで、ご近所付き合いや青年団活動も楽しんでいる。



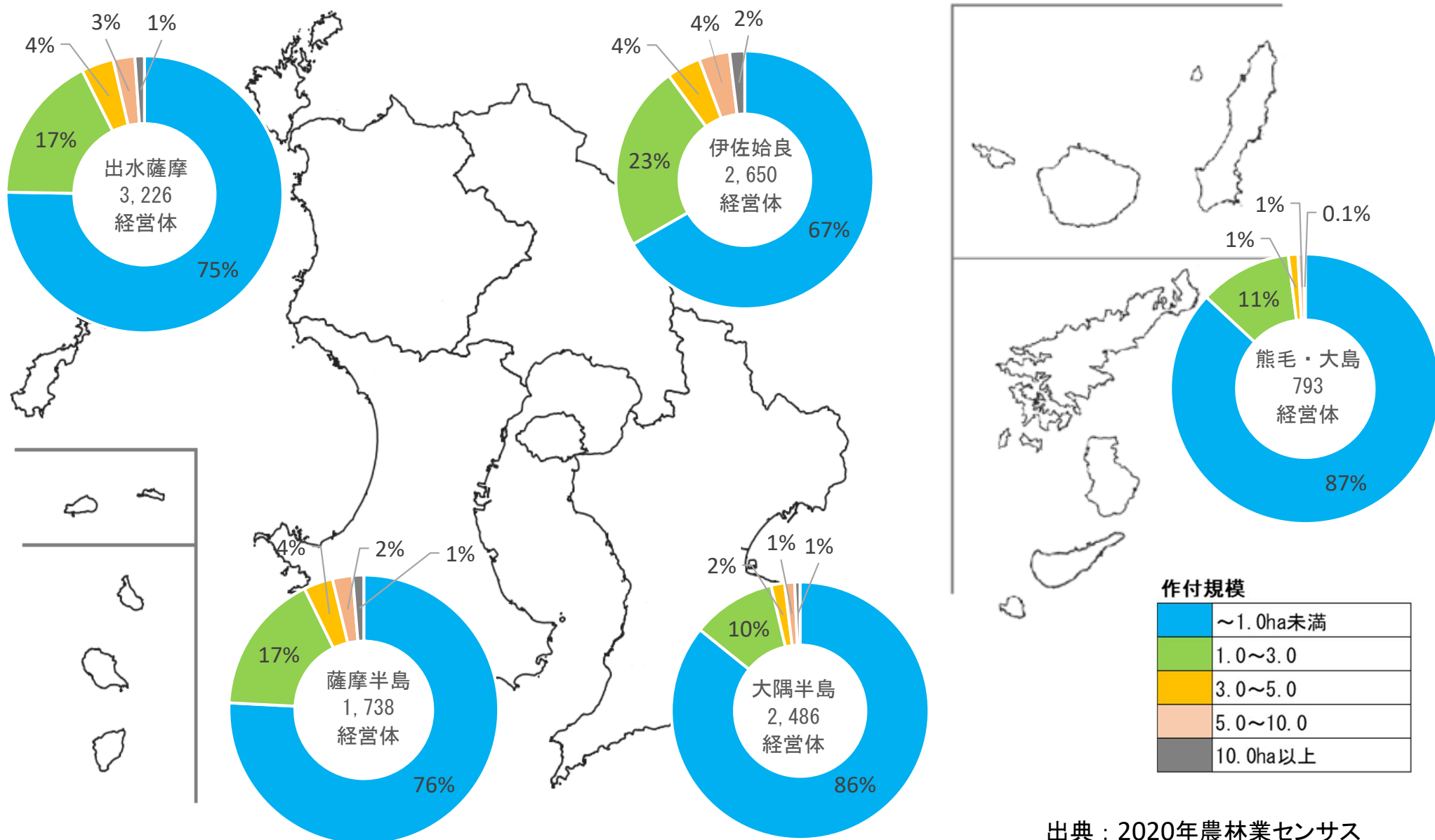
さて、鹿児島県の稲作の現状は？

鹿児島県の水稲作経営体数（作柄表示地帯別・年齢構成別）



出典: 2020年農林業センサス

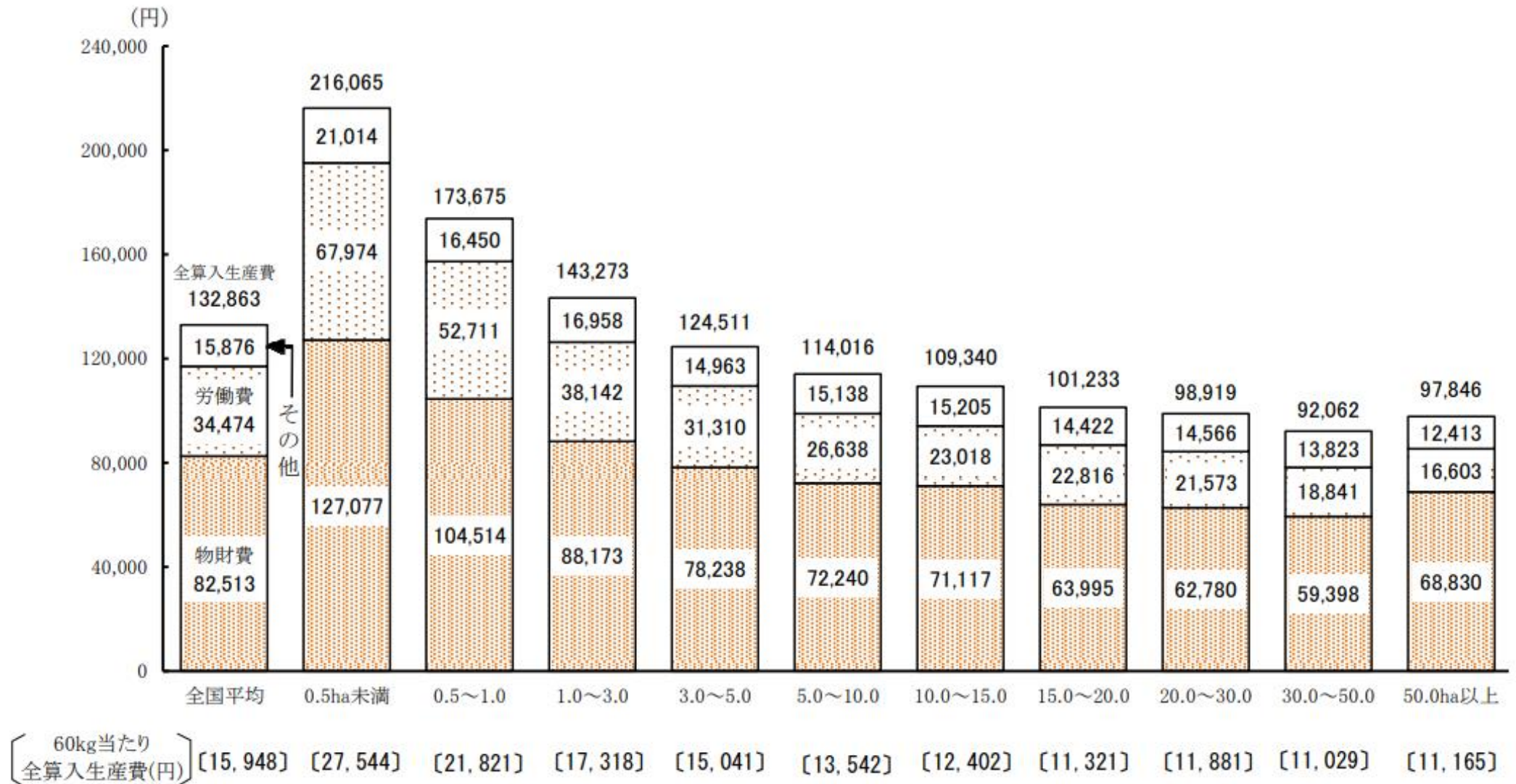
鹿児島県の水稲作経営体数（作柄表示地帯別・作付規模別）



出典：2020年農林業センサス

米の作付規模別の全算入生産費

(令和5年産・個別経営体・全国、10a当たり)



※ 小規模経営体も、

- ・ まとまれば、規模が大きくなり、
- ・ 大型機械の共同利用、作業の役割分担などにより、効率的な営農を実現すれば、
- ・ コスト削減ができる

**小規模な高齢農家が
鹿児島県の米生産を支えているのが実態。**

10年先のことを考えると・・・

**鹿児島県の稲作を継続するためには、
各地域で、生産体制を整えることが必要！**

皆さんの地域は、どうされますか？

**ご清聴、ありがとうございました。
資料に関するお問い合わせは、こちらにお願いします。**

fujio_kuboyama350@maff.go.jp